

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する市民意見の収集と反映

1 市民懇談会 参加者数

開催日	開催場所	参加者数
平成26年11月15日(土)	小平健成苑	21名
平成26年11月18日(火)	やすらぎの園	38名
平成26年12月 1日(月)	喜平図書館	16名
平成26年12月 2日(火)	小川ホーム	22名
平成26年12月 4日(木)	中央公民館	14名
合計		111名

2 パブリックコメントの応募者数（※ 電子メール、ファクシミリによる）

実施期間	受付人数	受付団体数
平成26年11月14日(金)～12月13日(土) 実施	3名	1団体

3 意見の件数

	件数
市民懇談会（アンケート含む）の意見数	49件
パブリックコメントの意見数	10件
合計	59件

4 意見等の内容による分類

	件数
第1章 計画策定にあたって	0件
第2章 市の現状と課題	0件
第3章 計画の基本的な考え方	3件
第4章 重点的な取組	25件
第5章 施策の取組	23件
第6章 介護保険事業の見込量と介護保険料	3件
第7章 計画の推進体制	4件
素案全体	1件
合計	59件

5 意見の反映状況

反映状況	件数
意見を反映	2件
一部反映	7件
反映済み	12件
参考意見	38件
反映しない	0件
合計	59件

6 意見への対応

第3章 計画の基本的な考え方

○地域包括支援センターについて

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の60～64ページ 市の出先機関ともいえる地域包括支援センターの支援を必要とする人を能動的に把握していくことにつながることを期待している。	計画の53～55ページ 地域包括支援センターでは、基本チェックリストの未提出者等への訪問等による把握を行い、適切なサービスの導入につなげています。	参考意見
	計画（素案）の61～62、92ページ 地域包括支援センター、見守りボラの役割は大きい。研修の充実、資格制度について考えるべきである。	計画の53～54、78ページ 地域包括支援センター職員は、国や東京都、市による研修に参加し、資質の向上に努めています。介護予防見守りボランティア登録者は、交流会やフォローアップ研修に参加いただいています。 資格制度については、現在は考えておりません。	
③	計画（素案）の60～64ページ 地域包括支援センターの占める割合が大きくなるので、対策が必要。	計画の53～55ページ 地域支援事業が幅広く見直されますので、地域包括支援センターの機能強化について記述しています。	反映済み

第4章 重点的な取組

○介護予防・日常生活支援総合事業の整備について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の67～69ページ 新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）は、27年4月の実施は無理か。	計画の52、58～60ページ 介護予防・日常生活支援総合事業だけでなく、生活支援サービスの体制整備を推進させながら、地域支援事業全般の充実を図り、介護予防・日常生活支援総合事業の早期実施に向けて対応していくことを記述しました。	一部反映
	② 新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）のサービスの体系が分かりにくいいため、利用者に分かりやすく伝える方法を考え、何故多様なサービスをするのか、根拠をしっかりと説明できるような制度をつくっていく必要がある。	計画の58～60、79～80ページ 3章に、地域支援事業のさらなる推進についての記述を追加し、4章では、介護予防・日常生活支援総合事業として検討する事業について、わかりやすい記述と表に変更しました。 今後も、丁寧な制度の説明に配慮して、周知に努めていきます。	
③	介護予防・生活支援の基盤整備は、具体性にかける。わかりにくい。		

④	計画（素案）の 67～69 ページ	計画の 58～60 ページ	参考意見
	基準緩和については、介護報酬の低下は現場のヘルパーの給与に跳ね返ってくるので、その点も配慮して新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）をつくってほしい。	介護予防・日常生活支援総合事業の仕組みを構築していくために、関係機関の状況を踏まえ、サービスの実施基準等を整備します。	
	⑤ ボランティア等の役割の明確化と、様々なトラブルに巻き込まれないための万全の対策を講じてほしい。		
⑥ ホームヘルプサービスやデイサービスについてのサービスの基準緩和が示されており、サービスの質の低下が懸念される。要支援のサービスを基準緩和せずに、小平市独自の施策として充実させる。少なくとも、現在の基準で実施してほしい。			
⑦	計画（素案）の 67～69 ページ	計画の 58～60 ページ	参考意見
	今までのヘルパー的な形とボランティアの行うところをはっきり区別して、受ける人の不安を和らげることが必要。	介護予防・日常生活支援総合事業の中で、担い手としてのボランティアの活動の場がどのようになるか、などを十分に検討した上で、利用者に配慮した内容でサービスの実施基準等を整備します。	
⑧	計画（素案）の 67～69 ページ	計画の 58 ページ	反映済み
	要支援 1・2 がなぜ地域支援事業に吸収されるのか不明。	要支援 1・2 の認定者は保険給付の画一的な基準ではなく、柔軟な支援により、自立意欲の向上につなげていくことが期待されているので、多様な生活支援のニーズに対応していくために、地域支援事業に移行していくことを記述しています。	
⑨	計画（素案）の 67～69 ページ	計画の 58～60 ページ	一部反映
	介護予防のために時間とお金をかけてほしい。	介護予防をさらに推進させるため、介護予防・日常生活支援総合事業として、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業を早期に実施し、充実を図ります。 その説明の記述を追加しました。	
⑩	計画（素案）の 67～69 ページ	計画の 58～60 ページ	参考意見
	新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の基盤整備の進行状況を公表してほしい。	介護保険運営協議会における協議や報告の機会に、継続的な進行状況の公表を行います。	
⑪	計画（素案）の 67～69 ページ	計画の 58～60 ページ	参考意見
	「生活支援コーディネーター」はどのような資格の人がなる（採用される）のか。	「生活支援コーディネーター」は、市民活動への理解があり、多様なサービス提供主体と連絡調整をしていくことができる方に依頼していく必要があると考えています。	

	計画（素案）の 67～69 ページ	計画の 58～60 ページ	
⑫	民間企業等の家事援助について、電球交換や家具の移動のような、高齢者によっては難しく、そのようなケースでも相談を受けた際に早々の対応が出来るのか。	電球交換や家具の移動などの軽微な家事援助が、安価で迅速に対応できるサービスを、民間企業を含めた様々な団体に担っていただきたいと考えています。	参考意見

○見守り体制の充実について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
	計画（素案）の 70～72 ページ	計画の 61～63 ページ	
①	介護予防見守りボランティアが重点事業に挙げられているが、無料のボランティアに頼るのは自治体の手抜きである。	高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けるためには、地域全体で高齢者を見守る体制が必要だと考えています。民生委員の活動や地域包括支援センター、社会福祉協議会等による専門的な見守りだけでなく、団塊の世代が75歳以上になる2025年（平成37年）を見据え、地域のボランティアによる見守りを展開していくことも重要であると考え、重点事業の1つとしています。	参考意見

○認知症施策の推進について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
	計画（素案）の 70～75 ページ	計画の 61～66 ページ	
①	認知症高齢者が街を徘徊してもみんなで見守ることができる街にしてほしい。	「見守り体制の充実」、「認知症施策の推進」を重点的な取組とし、高齢者の孤立を防ぎ、様々な担い手と地域全体で高齢者を見守るネットワークを整備していくことを記述しています。	反映済み

○在宅医療・介護連携の推進について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
	計画（素案）の 76～77 ページ	計画の 67～68 ページ	
①	在宅医療にもう少し力を入れてほしい。（2件）	在宅医が少ないことを認識していますので、小平市医師会とともに、在宅医療・介護連携の推進を十分に検討して実施していきます。	参考意見
②	在宅医療専門の医師をつくれなにか。（4件）		
	計画（素案）の 76～77 ページ	計画の 67～68 ページ	
③	訪問医の存在が重要だが、小平市の医師会ではどのような見解・方針なのか。その情報は、広く市民に示してほしい。	小平市医師会には在宅医が少ないことを認識されているとともに、在宅医療・介護連携の必要性もご理解をいただいておりますので、十分に検討を重ね、事業を実施していきます。	参考意見

	計画（素案）の 76～77 ページ	計画の 67～68 ページ	
④	計画に在宅介護を掲げるのはよいが、現状として医療のケアが全然ない。 ケアを準備してから言ってほしい。計画だけ立てて、実体が伴わないということのないように。	在宅医療・介護連携の推進を重点的取組としておりますので、取組の方向のとおりに、多職種に及び関係機関の連携を強化するとともに、小平市医師会と十分な検討を重ね、実施していきます。	参考意見
⑤	在宅介護、在宅医療は高齢者の願いであるが、家族の世話になれない人が多くなる中で、細やかな体制がない限り単なる安上がりの政策になる。		
⑥	在宅医療・介護連携の推進が地域包括ケアシステムで最も重要で難しいこと。支援、規制等の考えを2・3年中には示してほしい。		
⑦	中重度の要介護者が自宅で安心して生活するためには、24時間対応の往診医が必要。個人情報や医者、看護師、介護士で共有し、365日の在宅療養を支える医療体制をこの計画の3年間でしっかり作っていく必要がある。		

第5章 施策の取組

○介護予防や健康づくりの推進について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の 85～94 ページ 学校の屋内運動場を開放して、健康器具を自由に活用できるようにしてほしい。	計画の 73～80 ページ 市立小中学校の体育館は、団体と個人向けの2種類の形態で開放していますので、その範囲でご活用いただきたいとします。	参考意見
	計画（素案）の 85～94 ページ 介護予防のため、地域センターに運動器具があるとよい。	計画の 73～80 ページ 地域センターの機能と役割においては、運動器具の設置・管理をすることは困難と考えています。	
③	計画（素案）の 85～94 ページ 認知症予防のため、マージャン等初心者が学べる機会があるとよいと思う。	計画の 78 ページ マージャンも認知症の予防に効果があるといわれておりますが、市は介護予防普及啓発事業や認知症予防事業で、主に運動を中心とした内容を実施しております。	参考意見

	計画（素案）の 85～94 ページ	計画の 78～79 ページ	
④	認知症予防のため、運動できる場所が身近にあるとよい。	運動は認知症予防に効果的です。市では、介護予防普及啓発事業や認知症予防事業を行い、居室でもできる体操などをご紹介します。	参考意見
⑤	高齢者が5・6人でリハビリ活動ができる場所があればいい。	また、住民運営の集いの場などには、地域のリハビリテーション専門職等による支援を行っていきます。	

○生活支援サービスの充実について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
	計画（素案）の 95～105 ページ	計画の 80 ページ	
①	困った時にどこに伝え相談したらよいか、明確に広報してほしい。	地域包括支援センターを高齢者の様々な相談窓口として位置づけ、記述しています。今後も周知に努めます。	反映済み
	計画（素案）の 95～105 ページ	計画の 53～55、80 ページ	
②	虐待を疑うケースや、援助が必要だと思われる人を発見した際、地域包括支援センターや市に伝えることを、個人情報保護法より優先させ、その行為を保障してほしい。	市や地域包括支援センターは、通報等による個人情報保護することとなっておりますので、その行為を保障する仕組みになっていると考えています。	参考意見
	計画（素案）の 95～105 ページ	計画の 85 ページ	
③	小学校区に、空き家を市が借り上げて、住民に運営を委託し、身近なご近所さんが集える居場所を作してほしい。	公共施設の利用だけでなく、空き家等を活用して住民が運営する高齢者の居場所での活動を支援していきます。	参考意見
	計画（素案）の 95～105 ページ	計画の 88 ページ	
④	高齢者が自発的に活動できるように、外出のための足の確保をしてほしい。	交通利便性の向上により高齢者や子育て中の方等、市民の活動を促すため、コミュニティバス及びコミュニティタクシーの運行を行っていくことを記述しています。	反映済み

○介護サービスの充実について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
	計画（素案）の 106～115 ページ	計画の 89～91 ページ	
①	住み慣れた自宅で住み続けられることがとても大事である。	介護を必要とする高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域密着型サービス等の整備を進め、多様で柔軟な介護サービスの拠点の充実を図ることを記述しています。	反映済み
	計画（素案）の 106～115 ページ	計画の 89～92 ページ	
②	施設も必要。在宅訪問介護もきめ細かく必要。充実させてほしい。	特別養護老人ホームや地域密着型サービス等の整備目標を明確に記述しました。	一部反映

③	計画（素案）の 106～115 ページ	計画の 89～92 ページ	参考意見
	住み慣れた今住んでいる自宅で最期までということにこだわりたいが、施設を含めた住宅では、近所の人との居場所になるような、地域に開かれたものになるよう、市が主導してほしい。	多様で柔軟な介護サービスの拠点として、地域住民の運営による交流の場との連携や、新たな施設等の整備にあたっての地域交流スペースの設置の働きかけ等の取組を検討していきます。	
④	計画（素案）の 106～115 ページ	計画の 89～92 ページ	反映済み
	市として夜間や早朝の介護を実施することは考えられないか。	現在、市内には、夜間対応型訪問介護と 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所が各 1 か所あり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、さらに整備を進めていくことを記述しています。	
⑤	計画（素案）の 106～115 ページ	計画の 92～93 ページ	反映済み
	ボランティアは、自分自身の介護・看護を考える啓発として有効である。	介護予防見守りボランティアを重点事業とし、取り組んでいくことを記述しています。 今後も、様々なボランティア活動に積極的に参加していただけるよう広報等に努めていきます。	
⑥	計画（素案）の 106～115 ページ	計画の 92～93 ページ	参考意見
	日頃仕事をしている人や学生等の現役世代の参加も重点的課題だと思う。福祉・地域関係の講座（セミナー）を、平日日中と平日夜間、土・日、祝祭日の重複した開催ができないか。	福祉人材の育成について、全ての年齢層の市民に関心を持っていただくような広報等、様々な角度から機会を捉えて進めていきます。	
⑦	計画（素案）の 106～115 ページ	計画の 94～95 ページ	反映済み
	在宅サービス、施設サービスの質の向上の具体策は何か	介護サービス事業所連絡会での情報提供や研修、介護相談員の施設等への派遣、福祉サービス第三者評価の受審費補助等、サービスの質の向上に資する取組を引き続き行っていくことを記述しています。	
⑧	計画（素案）の 106～115 ページ	計画の 94～95 ページ	反映済み
	施設職員の言葉使い、しぐさ、現実の姿は腹立たしい。全員研修を受け直してほしい。	介護相談員派遣等事業における、施設を訪問してのサービス利用者からの不満や疑問等の聴取、介護サービス事業所連絡会での情報提供や研修等、サービスの質の向上に資する取組を引き続き行っていくことを記述しています。	

	計画（素案）の 106～115 ページ	計画の 94 ページ	
⑨	社会福祉協議会とヘルパー事業所、地域包括支援センターとのコミュニケーションを密にとり、事故を防ぐようにすること。	介護サービス事業所連絡会の開催を通じ、市内介護サービス事業所と関係公共機関が連絡及び調整を行い、サービスの質の向上に努めていくことを記述しています。 なお、介護サービスの提供による事故の速やかな解決及び再発防止のため、事業者は、市への事故報告を行うこととなっています。	反映済み

○医療との連携強化について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の 116～118 ページ 一人暮らしでも在宅医療を利用して生活できるようにしてほしい。	計画の 97～98 ページ 高齢者が必要な医療や介護を受けながら地域で暮らし続けることができるようにするために、介護と医療の連携について記述しています。	反映済み
	計画（素案）の 116～118 ページ 昭和病院等に老人科（1か所で総合的に診る科）をつくるように市が働きかけてほしい。	計画の 97～98 ページ 総合的な診療を行う医師の仕組みを国も検討していることから、その推移を注視していきます。	

○その他施策について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	事業や施設の名称をわかりやすく、手続きがしやすいようにしてほしい。（センター、見守りという言葉がたくさんある）	市報やパンフレットの配布等を通じ、事業や施設の分かりやすい周知・普及に努めるとともに、新たな事業の開始にあたっては、制度上の位置づけを踏まえながら、分かりやすい名称についても考慮していきます。	参考意見
②	予算が限定される中で、施策が後退しないようにお願いしたい。	市議会での審査、市の実施する行政評価や、介護保険運営協議会での検討を行う中で、必要な施策の推進に努めてまいります。	参考意見
③	いろいろな困難にも、根気よく、粘り強く進めてほしい。	本計画の対象期間は3年間ですが、地域包括ケアシステムの構築に向けては、中長期的な視野に立った継続的な取組が必要と考えています。	参考意見

第6章 介護保険事業の見込量と介護保険料

○介護保険料について

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の129～130ページ 消費税を早く10%に増税して、全 国民から資金を調達すべき。	計画の111～118ページ 消費税財源を活用しての、低所得者の 保険料の軽減割合の拡大等、制度の動向 を注視していきます。	参考意見
	② 年金は下がるのに、保険料は上がっ ていく矛盾はどうにかならないか。	計画の111～118ページ 保険料は、介護サービス等に係る費用 の財源の一部となっており、その割合は 全国一律に定められています（第1号被 保険者は平成27年度から22%）。 高齢化の進行等に伴う介護ニーズの 増大が予測される中、介護保険料の上昇 は避けられないところですが、市では、 保険料の上昇抑制のため、介護予防や給 付の適正化等に取り組んでいるところ です。	
③	介護保険料を上げないでほしい。		

第7章 計画の推進体制

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	計画（素案）の135～136ページ 計画をきちんと、下部組織任せにせ ず進めてほしい。	計画の122～123ページ 各施策の推進は、庁内各課と関係機関 等との連携が必要です。 また、行政と市民・事業者、関係機関 等がそれぞれの役割と連携のもとに協 働して取り組む必要があります。 施策の進捗状況については、年度ごと に市から報告を行います。 計画の推進体制についての記述を追 加しました。	一部反映
	② 計画だけでなく実行を。		
	③ 介護福祉行政の充実は、市役所の責 任との声があったが、それにより行政 機構が肥大化しては本末転倒。計画の 実効性を持たせるために自分も役立 ちたい。		
	④ 色々な試みを充実してやってほし い。庁内の横のつながりを広い視野で 計画を考えてほしい。		

◆素案全体

	意見の概要	意見への対応	反映状況
①	高齢者が安心して暮らせる街づくり を是非お願いしたい。	今後とも、限られた財政状況の中で、 適切な事業運営を行っていきます。	参考意見